

第3回（仮称）大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会設立説明会 議事録

○開催日時

令和3年2月26日（金）午後7時～

○開催場所

中央公民館 小ホール

○出席者

10 学童保育所	26 名
大和郡山市学童保育連絡協議会	1 名
こども福祉課	3 名

○次第

1. 開 会
2. 自己紹介
3. 大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の作成について
 - ①今後の基準作成の進め方について
 - ②前回の資料について
 - ③総則（開所時間、保育料等）（案）
4. 質疑応答
5. 閉会

○議事

1. 開 会
略
2. 自己紹介
略

3. 大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の作成について

①今後の基準作成の進め方について

市 : 第2回目の説明会において、説明会の資料を2週間ほど前に掲載させていただきましたが、それを元に各学童保育所にて意見のとりまとめをお願いし、説明会にて意見をおっしゃっていただき、この場で決めていきたいとお伝えさせていただきました。

第2回目の説明会の後、保護者会の開催の都合で資料掲載から説明会まで2週間前では短いのではないかという意見が寄せられました。

皆さまとしては2週間というのは短いでしょうか。

参加者A : 保護者会の開催月に一回なので、2週間前であれば皆様に臨時で集まっていただく必要があるのですが、1ヶ月ほど余裕を見てもらえれば助かります。

参加者B : 1ヶ月程時間があれば保護者の意見をより集めやすいです。

市 : 今回の説明会では、前回説明させていただいた設置・運営基準について各学童保育所での意見を頂戴し、骨子の決定とさせていただいた後、2週間程前にアップさせていただいた総則(案)を説明させていただいて、次の説明会にて各学童保育所での意見を頂戴して決定していきたいと考えているのですが、いかがでしょうか。

また、次回の説明会は3月、4月に保護者会の役員の交代もあるため、4月の中下旬に開催したいと考えていますが、いかがでしょうか。

全員 : 意見なし。

②前回の資料について

市 : 前回の資料について、何か意見がある方はいらっしゃいますか。

参加者C : 私どもの学童保育所では、前回及び今回の説明内容について保護者にアンケートを行った結果、細かいところについてはわからないので、規約はおまかせするという事です。ただし、開所時間や保育料について意見が多くありました。

参加者D : 巡回アドバイザーはどのような方になるのでしょうか。

市 : 巡回アドバイザーは、作業療法士や保育士、支援員経験者等を想定しています。業務としては、各学童保育所を訪問して困りごとを聞いたり、情報交換を行ったり、障害を持った児童の保育についての相談等があります。運営協議会設立当初は、巡回アドバイザーを配置できない可能性もありますが、将来的に充実できればと考え、資料で提示させていただいております。

参加者D : 巡回アドバイザーは各学童保育所で雇用しますか。

市 : 運営協議会で雇用し、各学童保育所を巡回してもらうこととなります。

- 市 : 他に意見はございませんか。
- 全員 : 意見なし
- 市 : それでは、細かいところについては今後詰めていくとして、大まかな骨子として以前の
内容で決定とさせていただきたいと存じます。

③総則（開所時間、保育料等）（案）

資料「総則（開所時間、保育料等）（案）」に基づき、説明を行う。

4. 質疑応答

- 参加者E : 資料2ページ目の送迎について、誰がどのように行いますか。
- 市 : 国の補助基準の項目が設けられているので、将来的に送迎を行えればと考えています。
具体的な方法は検討していくこととなりますが、運営協議会が車両を所有することができ
れば、運営協議会で送迎を行えるのではないかと考えています。
- 参加者E : 資料3ページ目の開所日数について、年間250日以上の開所には土曜日の開所が必要だ
と考えられますが、1人でもニーズがあれば土曜日も開所する必要があるのでしょうか。
- 市 : 当該記述は国の補助基準に基づくものでありますが、ニーズがある場合の児童の数は国の
補助基準の中で示されていません。そのため、1人でも土曜日のニーズがあった場合、本
来は開所する必要があると考えられます。
- 参加者E : 資料6ページ目の緊急の場合の取扱いについて、午前中に警報が発令され、午後から警報が
解除された場合、小学校と同じように午後から学童保育所を開所する必要があるのですか。
- 市 : 明確な決まりがあるわけではないので検討します。また、皆様にも持ち帰っていただいて
意見を頂戴したいと考えています。
- 参加者E : 保育料について、光熱水費が高くなる長期休暇中も料金の上乗せはありませんか。
- 市 : 小学校への登校期間と長期休暇期間で料金を分けていません。
分ける方がいい等の意見があれば、反映させたいと考えています。
- 参加者E : 資料10ページ目の支援員の勤務条件について、現在学童保育所によっては正規支援員を
設けていないところもありますが、運営協議会に加盟すると学童保育所で正規支援員を
1人は配置しなければなりませんか。
- 市 : 1人の配置を目指しています。運営を行う運営協議会と保育現場である学童保育所の橋渡
しとなる方が必要となっていくと考えられるからです。これに伴い、支援員の負担になる
と思うので、支援員の給与等の保証できる部分は、保証していきたいと考えています。

参加者 A : 代表主任支援員の選出は立候補によるのですか。それとも、運営協議会が指名することになりますか。

市 : 運営協議会の中で立候補等の希望を聞いて決定していくことを想定しています。

参加者 A : 支援員の給与は現段階で決まっているのですか。

市 : 決まっていません。

支援員の給与は、勤務時間や保育料等の影響を受けることになるので、保育料や勤務時間等が決定した後、案を示して皆様と決定していきたいと考えています。

参加者 A : 資料4 ページ目の保育料について、表の注釈に「保育料の総額は、運営補助金と同程度となるように設定すること。また、適正な金額となるよう毎年度見直すものとする。」とあります。

前回の説明の時に運営協議会に加盟したとしても、運営協議会の理事となる保護者を選出することは強制しませんと述べられましたが、保育料の見直しを行うにあたって、保護者が保育料について意見を述べる場はあるのでしょうか。

市 : 総会で意見を述べていただくことができます。

本説明会資料にある放課後児童クラブの基本保育料は、加盟いただける学童保育所の数や運営協議会の規模等の不確定な事項がありますが、運営協議会設立当初は6,000円で設定させていただき、今後は必要に応じて見直していきたいと考えています。

参加者 A : 正規支援員については小学校区で1人ではなく、支援単位につき1人配置することが必要ですか。

市 : 支援単位につき1人配置できるよう目指したいと考えています。

現在、アルバイト等非正規支援員で運営しており、正規支援員の配置が難しいということであれば、将来的に運営協議会で正規支援員を雇用していくこと、また、人材育成していくことが必要だと考えています。

参加者 F : 土曜日の保育料について、通常の保育料とは別に土曜日の保育料は徴収しますか。

市 : 徴収しません。通常の保育料に土曜の保育料も含まれるものと考えています。

土曜日の保育料を徴収しているところは全国的に少なく、250日以上開所するならば、土曜日や長期休暇も開所することが考えられるためです。

土曜日は別として保育料を徴収した方がいいという意見があれば反映させたいと考えています。

- 参加者F** : 保護者としては通常の保育料に土曜日の保育料が含まれるのはいいと思います。
一方で、支援員に負担がかからないか不安です。支援員が土曜日に勤務した場合、土曜日勤務の手当はつきますか。
- 市** : 現時点では決まっていません。
給与等は勤務時間決定後になります。早朝保育や延長保育、土曜日の保育に従事するといった様々なパターンで給与等をどうするか検討したいと考えています。
- 参加者F** : 保護者として質問します。
正規支援員の勤務時間が17時までとなっています。現在は支援員が17時以降も勤務していただいているので、保護者が支援員に育児相談等をできるのですが、運営協議会設立後は正規支援員の勤務は17時で終わってしまうのでしょうか。
- 市** : 正規支援員の勤務時間は通常業務であり、18時まで勤務すれば残業として扱われます。
時間外勤務手当は、保育時間等が決まった後、説明できると考えます。
- 参加者G** : 土曜日の開所に係るニーズ調査は、どこが主体となって行いますか。
- 市** : 保護者会の会長が行うことになります。
- 参加者G** : 土曜日の開所に係るニーズ調査の様式は保護者が作成するのでしょうか。
- 市** : 様式はないので、口頭での調査も可能です。
また、運営協議会で様式を作成し、それを使用することもできると考えています。
- 参加者G** : 運営協議会でメール等を利用して直接土曜日の開所に係るニーズ調査をしていただくことはできませんか。
- 市** : 検討します。
- 参加者G** : 資料2ページ目「定員を超えた場合や空き教室を借りるクラブの分割等の措置を大和郡山市へ提言する。」について、クラブの分割等はすぐには対応できないので、計画的に実行するため、運営協議会で新1年生の数や出生数等の将来的なニーズに関する調査を行ってもらえませんか。
- 市** : 現在、子ども子育て支援事業計画というものがあり、新1年生の見込み数を出しているの
で、運営協議会でも同様の計画を策定できるよう提言していきたいと考えています。
- 参加者G** : 保育料について、児童1人につき月額6,000円、2人目以降は月額3,000円ですが、1人目が退所した場合、2人目の保育料は6,000円に戻りますか。
- 市** : 戻ります。

- 参加者G** : 長期休暇のみの利用はできますか。
- 市** : 現在のところ想定していません。なぜなら、待機児童の問題を解消すること、早朝・延長保育の実現することを優先するためです。
しかし、長期休暇のみの利用にニーズがあるのは事実なので、待機児童の解消が実現した後、検討ができるのではないかと考えます。
- 参加者G** : 感染症等の発生におけるクラブの対応について、新型コロナウイルス感染症以外にインフルエンザも含まれますか。
- 市** : 含まれます。
例えば学年閉鎖で該当学年が小学校に登校できない場合、原則学童保育所への通所もできません。また、市から要請が合った際は休所する、あるいは、規模を縮小して開所することとなります。
- 参加者H** : 運営協議会費は運営協議会に加盟していない学童保育所の保護者も支払わなければなりませんか。
- 市** : 支払う必要はありません。
運営協議会に加盟している学童保育所に通う方が対象となります。
- 参加者H** : 保育料について、学童保育所を1ヶ月間利用しなかった場合でも、学童保育所に入所していれば保育料を支払う必要がありますか。また、支払う必要がないならば、長期休暇中は利用し、授業がある月を休めば、実質長期休暇のみの利用となりませんか。
- 市** : 長期休暇中のみの利用につながることはないことを望みますが、長期休暇中のみの利用につながりかねないご指摘いただきましたので、学童保育所を利用しなかった場合の保育料については、再度検討します。
- 参加者H** : 資料に障害のある児童の受け入れについて記載がありませんが、障害の程度に応じた受け入れ基準を設けないのでしょうか。
- 市** : 障害の程度による基準は設けようとは考えていません。障害の重い軽いに関わらず、入所希望があれば受け入れるようにしたいと考えています。
ただし、学童保育所によっては受け入れられない場合等もあり得ます。あるいは、受け入れた場合でも学童保育所では対応できず、児童への負担となる可能性もあり得ます。そういった場合は、最初から断るのではなく、様子を見ながら、放課後デイサービス等の利用や併用等を相手の保護者に助言をすることが必要なのではないかと考えています。
- 参加者C** : 障害のある児童の受け入れを目指すのであれば、いざというときのために救護スペースを設けてほしい。
- 市** : 現在、児童1人あたりの専用区画の面積が満たないので、すぐ設けることはできません。
将来的に検討していくことになるかと考えています。

参加者C : 資料では開所時間について、平日は13時30分からと固定されていますが、短縮授業等で午前中から学童保育所を開所する場合、支援員の出勤時間はどうなるのですか。

市 : 検討します。

参加者F : 職員の配置基準について、40人以下の学童保育所であれば1日適正配置数は2人というのですが、これは特別支援加配の支援員を含むのですか。

市 : 含みません。特別支援加配の支援員を含めば3人ということになります。

参加者C : 特別支援加配の支援員は障害のある児童だけを担当するのですか。他の支援員の手伝いをすることはないのですか。

市 : 障害のある児童を重点的に保育することになります。しかし、同じ学童保育所にて保育を行うので、協力できる範囲で協力していただければと考えています。

参加者C : 職員の配置基準について、児童の受け入れ準備が必要であると考えられますが、資料の配置基準であると40人以下の学童保育所では、特別支援加配の支援員を足しても3人で受け入れ準備をすることになります。準備に人数が足りないと思うのですが、人数を増やすことはできませんか。

市 : 人員が足りないのであれば、支援員を増やして対応することも考えられますが、ある学童保育所では5名で準備をし、他の学童保育所は2名で行うというのであれば、平等性を欠くことになると考えられます。

また、人件費の面でも児童1人あたりの支援員の人数が増えてしまうと人件費が大きくなり、そうなれば、支援員の処遇改善が難しくなることや児童に使える金額が減ってしまうことが考えられますので、運営協議会として無制限に児童1人あたりの支援員の人数を増やすことはできず、一定の上限を設ける必要があると考えています。